

新人戦規定

合同チーム規約

合同チームの参加規定は次のとおりとする。この規定は、あくまでも少人数(9名以下)のチームが単独チームで大会に参加出来ない場合の救済処置であり、勝利至上主義のためのチーム編成であってはならない。そのため、10名以上(参加基準を満たしている)のチームとの合同チームは戦力補強となり、オープン大会参加とする。また、参加基準を満たしているチーム同士の合同チームは認めない。

1. 合同チームの規定について

- ① 合同チームは、複数チームから編成されたチームであること。
- ② チームのメンバーは、東連登録の都内在住もしくは在学の小学生。
- ③ チーム編成は監督1名、コーチ1～2名、選手10名以上25名以内。
- ④ チーム名は市内大会では自由であるが、東連大会出場はどちらかの東連登録チーム名とすること。
- ⑤ 大会参加の必要最低人数(10名)を確保することができない場合のみとする。
- ⑥ 合同チームは該当年度4月末までに東連登録されたチームであること。
- ⑦ 1つのチームが単独チームと合同チームの2つのチームとして参加はできない。
- ⑧ 東連大会出場まではユニフォームの混在は認めるが、背番号の重複は認めない。
- ⑨ 東連上部大会へ出場する権利を得た場合は、ユニフォームを統一すること。
- ⑩ 10名以上(参加基準を満たしている)のチームとの合同チームはオープン参加となり、東連大会出場は出来ない。

2. 合同チームの申請について

- ① 理事メールにて合同チームを連絡し、他チームの了解を得ること。
- ② 東連大会出場は、編成承認願いを東連事務局に提出し、審議を経て承認後決定する。東連不承認の場合は準優勝チームが出場する。

本規約は東連合同チーム規約が変更となった場合は、それに従うこととする。

2023年5月10日
東村山市少年軟式野球連盟